

2014年9月2日

各 位

会 社 名 株式会社ユーシン
代表者名 代表取締役会長兼社長 田邊 耕二
(コード番号 6985 東証第一部)
問合せ先 社長室次長兼広報課長 栢木 基博
T E L 03-5401-4653

会 社 名 SMBC Nikko Capital Markets Limited
代表者名 Antony Yates

会 社 名 Wessex Limited
代表者名 Darren Riley
問合せ先 S M B C 日興証券株式会社
広報部
T E L 03-5566-9380

**SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Wessex Limited による株式会社ユーシン (証券コード 6985)
転換社債型新株予約権付社債の買付けに関するお知らせ**

本日、株式会社ユーシンは、SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Wessex Limited より、別添のとおり SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Wessex Limited が、株式会社ユーシン 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の買付けを行うことを 2014 年 9 月 2 日付で決定した旨の報告及びその公表の要請を受けましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、上記買付けを含む別添記載の取引（以下「本取引」といいます。）には一切関与しておらず、本取引の内容及び詳細についても何ら関知しておりませんので、本取引に関しましては、上記 S M B C 日興証券株式会社広報部までお問い合わせください。

以 上

本資料は、SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Wessex Limited (買付者) が株式会社ユーシン (買付けの対象会社) に行った要請に基づき、金融商品取引法第 167 条第 4 項・同法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

2014年9月2日

各位

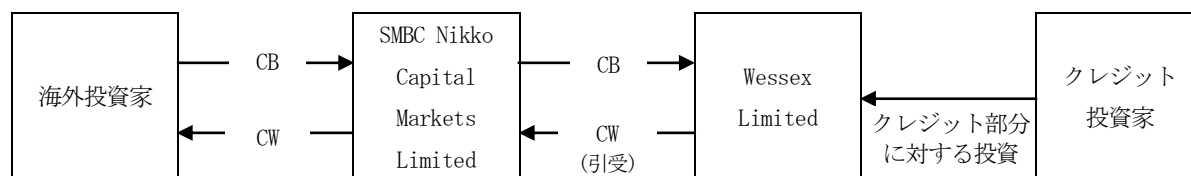
SMBC Nikko Capital Markets Limited
代表者 Antony Yates

Wessex Limited
代表者 Darren Riley

転換社債型新株予約権付社債の買付けに関するお知らせ

本日、株式会社ユーシン（以下「対象会社」といいます。）から「2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」により公表されましたとおり、対象会社は、2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、下図においては「CB」と表示します。）の海外市場における募集の方法による発行を決議し、本新株予約権付社債は2014年9月19日に発行される予定です。

SMBC Nikko Capital Markets Limited（SMBC日興証券株式会社の親会社である株式会社三井住友銀行の連結子会社）は、今後、本新株予約権付社債を取得する複数の海外投資家から本新株予約権付社債を取得して、直ちに当該本新株予約権付社債全部を海外特別目的会社 Wessex Limited に譲渡すると同時に、Wessex Limited が発行するカバードワラント（下図においては「CW」と表示します。（注）1）を引き受けて海外投資家に販売する取引（下図参照）を実施する予定です。なお、Wessex Limited は、クレジット投資家から本新株予約権付社債のクレジット部分に対する投資を受ける予定です。



SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Wessex Limited が本新株予約権付社債を取得する目的は、本新株予約権付社債に関するクレジット投資家への投資機会の提供及び海外投資家へのカバードワラント形態での投資機会の提供であり、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を行って、対象会社の普通株式を取得し、当該普通株式の議決権を行使することを目的とするものではありません。

SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Wessex Limited は、上記取引の実施にあたり、2014年9月19日（予定）に、それぞれ、本新株予約権付社債（最大で本新株予約権付社債に付された新株予約権600個、潜在議決権数48,622個（注）2）を取得する可能性があります（以下「本取得」といいます。）。本取得は、最大で対象会社の総株主等の議決権の数の17.25%（2014年5月31日現在の対象会社の総株主等の議決権の数に対する割合（注）3）となり、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する買集め行為に該当する可能性がありますので、金融商品取引法第167条第4項及び同法施行令第30条第1項第4号に基づきお知らせ致します。但し、本取得は、海外投資家のニーズを踏まえて行われますので、現時点においては、具体的な取得の有無及び金額については未定です。

- (注)
1. カバードワラントとは、あらかじめ定めた算式に基づく行使価格で本新株予約権付社債を取得することのできる権利を表示する有価証券です。
 2. 本新株予約権付社債の当初転換価額は未定であるため、潜在議決権数は、2014年9月2日現在

の株式会社東京証券取引所における対象会社普通株式の普通取引の終値に 1.0 を乗じた額を当初転換価額として計算しております。

3. 今後決定される本新株予約権付社債の当初転換価額及び対象会社による本日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」記載の自己株式取得の実施により、今後、総株主等の議決権の数に対する割合が変動する可能性があります。

以 上